

## 告 示

### 埼玉県告示第九百二十七号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。

令和二年八月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 免許の取消しをした年月日  
令和二年八月十九日
- 二 免許の取消しを受けた建築士の氏名  
廣木 和保
- 三 前号に掲げる者の二級建築士又は木造建築士の別  
二級建築士
- 四 第二号に掲げる者の登録番号  
第六八七〇号
- 五 免許取消しの理由  
建築士法第九条第一項第二号による